

令和8年度 浦添市 認定こども園・保育所等入所案内 (発達支援教育保育希望者用)



申込書類の配布期間

令和7年8月4日(月)～

事前相談

令和7年8月4日(月)～8月29日(金)

受付期間

令和7年9月1日(月)～9月12日(金)※要予約



受付場所およびお問合せ

浦添市役所2階 こども未来課

【保育認定に関すること】認定係 ☎876-1281

【予約受付・支援児の入所調整に関すること】教育保育係 ☎876-6821

- 本パンフレットは、「令和8年度浦添市認定こども園保育所等入所案内」の抜粋版です。
詳細は9月上旬から配布されるパンフレットをご確認ください。
- 発達支援教育保育を希望する場合、別途「発達支援教育保育申請書」「診断書」の提出が必要です。

施設の利用にあたっては、毎年度、認定を受ける必要があります。

認定区分フローチャートでご確認ください。

あなたの認定区分は？利用できる施設を

チェック!!



保育所や幼稚園、認定こども園を利用する場合は認定を受ける必要があります。子どもの年齢や保育の必要性の有無によって3つの区分に認定され、それぞれ利用できる施設が異なります。

スタート

子どもの年齢は？
入園年度の4月1日時点で

3～5才

0～2才



「保育を必要とする事由」
に該当しますか？

下記のチェックリスト参照

「保育を必要とする事由」
に該当しますか？

下記のチェックリスト参照

いいえ

はい

はい

いいえ

1号認定
(教育標準時間認定)

2号認定
(保育認定)

3号認定
(保育認定)

認定の必要は
ありません ※1

認定区分

利用できる施設

公立・私立
幼稚園 ※2

認定
こども園

保育所

保育所

認定
こども園

地域型
保育

※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。

※2 新制度に移行していない私立幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。共働き家庭でも幼稚園を利用したい場合は、1号認定を受けることになりますが、申請によって預かり保育の利用が可能です。

保育を必要とする事由

- | | |
|--------------|--|
| ① 就労 | ⑦ 就学 |
| ② 妊娠・出産 | ⑧ 虐待やDVのおそれがあること |
| ③ 保護者の疾病、障がい | ⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること |
| ④ 親族の介護・看護 | ⑩ その他、①～⑨に類する状態として浦添市が認める場合 |
| ⑤ 災害復旧 | |
| ⑥ 求職活動 | |



◇入所対象児童

浦添市に住民票を有する世帯で生後 5 ヶ月から小学校就学前までの教育・保育を必要とする児童が対象です。

※転入予定の方の申し込みも受付しますが、3月24日までに浦添市へ転入手続きをしてください。

◇保育を必要とする事由

2号認定・3号認定(p2 参照)で認可保育施設を利用する場合、保護者は毎年度「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。したがって、どの家庭の児童も無条件に入所できるものではありません。「集団保育に慣れさせるため」、「下の子の保育に手がかかるため」などの理由では入所の対象とはなりません。

	認定事由	具体的な状況	入所期間	保育必要量の認定区分
1	就労	月 64 時間以上の就労をしていること。 (フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内の労働も含む。)	雇用期間	①標準時間認定： 月 120 時間以上の就労 ②短時間認定： 月 120 時間未満の就労
2	妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。	妊娠中から生後 5ヶ月に達する月 末まで	標準時間認定
3	疾病・障がい	保護者が疾病若しくは負傷又は心身に障がいをしていて、児童の保育に支障があること。(※)	提出書類の期間 に準ずる	申請内容により判断
4	介護・看護	親族を常時介護していること。(※)	診断書の期間に 準ずる	申請内容により判断
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっていること。	-	標準時間認定
6	求職活動	求職活動を行っていること。	3か月/年	短時間認定
7	就学	学校や職業訓練校等に通い、児童の保育に当たれない場合(自動車学校、短時間の習い事、通信教育、塾等は除く。)	在学期間	申請内容により判断
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	-	標準時間認定
9	育休	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	育休対象児童が 2歳になる月末まで	短時間認定
10	市長が認める前各号に類する状態		-	申請内容により判断
11	その他	保護者が死亡、離別(別居)、行方不明等の場合	-	申請内容により判断

上記のいずれかを理由に入所した方で、入所期間後も継続を希望する場合は、期間満了日の属する月の24日までに保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です。その他変更についても毎月24日までに申請があった翌月から変更とします。

※疾病・障がい、介護・看護について、申請内容によっては保育所等へ入所できる基準を満たさない場合があります。詳しくはこども未来課へお問い合わせください。

上記は、7月28日時点の内容です。最終的な内容につきましては、9月上旬に配布する令和8年度認定こども園・保育所等入所案内をご確認ください。

提出書類

※証明日から3か月以内の書類を提出してください。提出書類の年齢は令和 8 年4月1日時点の年齢をご記入ください。

※すべての書類はマイナポータルからオンラインでの提出が可能です(発達支援保育希望の場合は窓口での申請が必要です)。

申込者全員が申込時に必要なもの ※1号認定は★の提出が必要です。		
☐ (必須)	①申請者(保護者)の本人確認書類 ★	
☐ (必須)	②教育・保育給付認定申請書 兼 入所等申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等)★	
☐ (必須)	③確認事項チェックシート(表面)及び必要書類確認リスト(裏面)	
父 ☐	母 ☐	④「保育を必要とする事由」を証明する書類 ※父・母、それぞれ1部ずつ(必須)
	就労	◆就労証明書 ※指定の様式 自営業等の方は、次の書類を提出がない場合基準点が下がります。 ① 【事業主の方】自営業開業届(1年以内)、営業許可証、直近の税申告書写し(いずれか一つ) ② 【自営業協力者の方】専従者給与支給の申告が確認できる書類 ③ 【家族従業員・三親等内の親族が経営する事業所勤務】直近のタイムカード、給与明細、給与振込が分かる通帳の写し(いずれか一つ)
	求職中	◆求職活動申立書※指定の様式
	妊娠中	◆「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩(予定)日が記載されているページ
	疾病	◆診断書(保護者・同居者用) ※指定の様式
	障がい	◆障害者手帳の写し
	看護・介護	◆診断書(看護・介護証明用) ※指定の様式 ◆看護(介護)申立書 ※指定の様式
	就学	◆在学証明書(在学期間が記載されているもの) ◆授業日程証明書 ※お手持ちのカリキュラムも可(拘束時間がわかるもの)
	災害復旧活動中	◆罹災証明書 ※指定の様式
	親子通園	◆親子通園していることがわかる書類
世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの		
☐	★ひとり親世帯 ※右の①～③のうちいずれか一つ	① 児童扶養手当受給者証または母子父子家庭医療費受給者証の写し ② 戸籍謄本の写し(受理証明書可)及び事実婚にない旨の申立書※指定の様式 ③ (離婚調停中の場合)公的機関が発行した離婚調停中であることがわかる書類
☐	★障がい者がいる世帯	障害者手帳等の写し
☐	★生活保護世帯	生活保護受給証明書
☐	★令和 7 年または令和 8 年1月1日時点で住所が浦添市外にある保護者	・入所申込書に住所地と個人番号をもなく記入してください。 ※転入前住所地において収入申告の手続きが必要です。 ・(国外就労の場合)W2等収入を証明する書類
☐	就労時間が月 120 時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要な保護者 ※勤務状況等を確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。毎年度申請し認定を受ける必要があります。	保育時間申立書※指定の様式
☐	★転入・転居予定の世帯で、校区指定のある認定こども園(旧公立幼稚園)を希望する場合	・転入予定証(市内の親族宅へ転入予定の場合)※指定の様式 ・住居に関する契約書の写し等転入・転居先住所が分かるもの
☐	★申込児童のきょうだいが私立幼稚園、児童発達支援等の施設、企業主導型保育施設等に在園している	令和 8 年4月以降の在園証明書または利用証明書
☐	保育士等としての勤務実態がある場合	保育士証、幼稚園教諭等免許状、看護師免許証、子育て支援員研修修了証等資格を証明する書類の写し
その他該当する場合提出が必要なもの		
☐	★発達支援保育を希望 ※発達支援保育を希望する場合は、9/1～9/12 の間に窓口での申請が必要です。	①発達支援教育保育申請書 ②診断書又は特別児童扶養手当診断書の写し ※①②両方の提出必要
☐	認可外保育園を利用中または一時預かりを月 12 日以上かつ 64 時間以上利用している。または転入予定で現在市外の認可園を利用している。	通園、利用していることがわかる書類(園名と児童名の記載がある月謝袋、契約書等の写し、領収書の写し等)

（１）家庭状況の変更について

家庭状況の変更があった場合は、所定の様式をこども未来課まで提出してください。

入園後に出産、育児休業、転職、退職など家庭の状況や職務の状況に変更があった場合は書類の提出が必要です。変更する内容によっては添付書類が異なりますので下記を参考の上手続きをお願いします。

※電話での受付はできません。書面での提出のみ有効となります。オンライン、窓口または郵送でご提出ください。

※提出書類を郵送する方は期間入所誓約書も併せて提出してください。窓口で直接提出する方は、その際に期間入所誓約書を記入してもらうので事前の準備は不要です。

※期間入所誓約書の保育所入所期間については、４ページを参考にしてください。

（２）婚姻、離婚や生活保護受給など、家庭状況の変更について

家庭の状況については、必要に応じて調査を行います。家庭状況の変更に伴い、認定内容や保育料が変更になることがあります。

（３）年度途中の転園について

転園の申込は、現在浦添市内の保育施設に在園中の児童が、浦添市内の他の施設に移る場合に必要の手続きです。転園を希望される場合も新規の申し込みと同様に入所申込手続き書類の提出が必要です。

・申し込み締切日は入園申込締切日と同日です。（郵送の場合は必着です。消印有効日ではありません。）

・転園が内定した時点で、いかなる理由があっても元の保育園には戻れませんのでご注意ください。

・転園の意思がなくなった場合は、こども未来課までご連絡ください。

（４）退園について

家庭での保育が可能となった場合や転出等で退園する場合は、退園希望日の２週間前までに「保育所等退所届出書」をこども未来課まで提出する必要があります。２週間で切ってから届け出があった場合、届け出から２週間分の保育料が発生します。

保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、承諾された保育実施期間内でも退園となります。

２か月（里帰り出産の場合は３か月）以上保育園を欠席する場合は、保育を必要とする要件に該当しない等として退園となります。

浦添市外へ転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。

浦添市外へ転出し、引き続き同じ園に通園（継続通園）を希望される場合でも退所届の提出が必要です。

また、継続通園を希望する場合は、浦添市の入所申込締め切り日までに転出先の市町村で入所の申込を行ってください。



保育所等入所に関してよくある質問

申込に関する質問

1. 毎年度申請が必要ですか。
令和7年度の申込をしている方でも、令和8年4月からの入所を希望する方は、新たに申込みをする必要があります。必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備がある場合は受付できません。
2. 保育園の受け入れ人数はどのように決めていますか。
受入人数は面積、保育士数、保育状況等により決まります。退所等により空きが出た場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。
3. 早く申込したほうが入りやすいですか。
選考は申込の先着順ではなく、保育を必要とする程度の高い順に行いますので、入所の順番や待機の順番は変動する場合があります。
4. どうやって入所が決まりますか。
入所決定は、書類審査・調査（電話・訪問等）により保育を必要とする程度の高い方から決定します。保育所等入所後にも、電話・訪問等による勤務等状況調査がありますので、ご了承ください。保育所等入所後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合は、入所の取消しや支給認定の取消し及び過料の対象となる場合があります。
5. 「希望する施設に入所できない場合は、育児休業延長も許容できる」とありますが、入所を希望する場合でもチェックを入れたほうがいいですか。
この項目にチェックした場合、他の希望者を優先案内するため入所保留になります。入所を希望する場合はチェックを入れないようご注意ください。また、チェックを外す場合は「世帯状況変更届」を提出してください。
6. 認可外の申し込みはどこにしますか。
認可外保育施設に直接申込をお願いします。
7. 待機の順番を確認したいです。
一斉入所の待機状況の確認については、令和8年3月末まで照会できませんのでご了承ください。年度途中の待機状況については、選考が終了し次第確認することができます。
8. 仕事を辞めた（保育を必要とする事由に該当しない）のですが、退園になりますか。
・保育所等入所要件を満たさなくなった（保育を必要とする事由に該当しない）場合等は、保護者の在園希望期間に関係なく退所または入所の対象外になります。ほかに保育を必要とする事由の要件で手続きをしてください。
9. 一斉入所で申し込みした希望園を変更したいです。
4月入所の選考に関して希望園変更は10月24日まで対応可能です。
ただし、内定・不承諾の通知が届いて希望園に内定できなかった場合に、変更が可能です。希望園の変更期間や追加選考については、結果通知に同封するお知らせをご覧ください。空き状況については内定辞退や追加内定等により日々変動がありますのでご了承ください。電話での受付はしておりません。
10. 年度途中の受け入れ状況はいつ分かりますか。
年度途中の締め切り1週間ほど前からホームページで空き状況を公開しています。締め切り日まで変更がありますので、最終日までチェックをお願いします。

届け出に関する質問

11. 長期間保育園に登園できない場合は退園となりますか。
2ヶ月以上（里帰り出産の場合は3か月以上）欠席する場合、保育を必要とする要件に該当しないとして退所になります。（欠席している間も保育料は発生します。）1か月以上欠席する場合は、欠席届を提出してください。
12. 転出予定ですが、いつまで保育園に通えますか。
市外転出の場合、保護者希望により転出日を含む月末まで在園が認められます。ただし、月をまたいでの在園は認められませんので、ご了承ください。退所する場合は、退所希望日の2週間前までに手続きを行ってください。2週間を切ってから届け出があった場合、届出日から2週間分の保育料が発生します。
13. 保育時間が短時間となっているが、勤務で残業したりお迎えが間に合わないときはどうしたらいいですか。
こども未来課へ相談ください。就労状況などを確認し保育時間を変更できる場合があります。
14. 保育料はどのように算定していますか。
保育料は保護者の市民税と世帯の状況で決まります。保護者の市民税所得割額の合計により保育料を算定します。